

## 【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その121：NCR Plus 他のコミュニティ隔離措置延長・変更等（6月14日発表））

### 【ポイント】

- 6月14日、フィリピン政府は、NCR Plus 他の地域におけるコミュニティ隔離措置を変更することを発表しました。
- また、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アラブ首長国連邦、オマーンに課されている渡航制限を延長することを発表しました。

### 【本文】

1 6月14日、フィリピン政府は、6月16日から6月30日のフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を次のとおりとすることを発表しました。

(1) 6月16日から6月30日まで「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域（CAR）：ベンゲット州
- ・地域11（ダバオ地方）：北ダバオ州
- ・地域12（ソクサージェン地域）：スルタン・クダラット州、サラングニ州、コタバト州、南コタバト州

(2) 6月16日から6月30日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域（CAR）：アパヤオ州、イフガオ州
- ・地域2（カガヤンバレー地域）：サンティアゴ市、カガヤン市
- ・地域3（中部ルソン地域）：バターン州
- ・地域4A（カラバルソン地域）：ルセナ市
- ・地域4B（ミマロパ地域）：プエルト・プリンセサ市
- ・地域5（ビコル地域）：ナガ市
- ・地域6（西ビサヤ地域）：イロイロ州
- ・地域7（中部ビサヤ地域）：東ネグロス州
- ・地域9（サンボアンガ半島地域）：サンボアンガ市、サンボアンガ・シブカイ州、南サンボアンガ州、北サンボアンガ州
- ・地域10（北ミンダナオ地域）：カガヤン・デ・オロ市
- ・地域11（ダバオ地方）：ダバオ市
- ・地域13（カラガ地方）：ブトゥアン市、南アグサン州、ディナガット諸島、南スリガオ州

(3) 6月16日から6月30日まで「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域（CAR）：バギオ市、カリंगा州、マウンテン州、アブ

ラ州、ベンゲット州

- ・地域 2 (カガヤンバレー地域) : イサベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州、キリノ州
- ・地域 4A (カラバルソン地域) : バタンガス州、ケソン州
- ・地域 10 (北ミンダナオ地域) : イリガン市
- ・地域 11 (ダバオ地方) : 北ダバオ州
- ・地域 12 (ソクサージェン地域) : ジェネラル・サントス市、スルタン・クダラット州、サランガニ州、コタバト州、南コタバト州
- ・バンサモロ自治地域 (BARMM) : 南ラナオ州、コタバト市

(4) 6月16日から6月30日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ)」を課す地域

- ・地域 4A (カラバルソン地域) : カヴィテ州、ラグナ州、リサール州

(5) 6月16日から6月30日まで「いくつかの制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ)」を課す地域

- ・マニラ首都圏 (NCR)
- ・地域 3 (中部ルソン地域) : ブラカン州

(6) 6月16日から6月30日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置 (MGCQ)」を課す地域

- ・上記 (1) ~ (5) 以外の全地域

2 また、6月16日から30日まで、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アラブ首長国連邦、オマーンに課せられている渡航制限（右各国からの渡航禁止、及びフィリピン到着前の14間以内に右7か国への渡航歴のある者の入国禁止）を延長することを発表しました。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

#### 【関連情報】

- ・ IATF 決議第 121 号（フィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置の変更等）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210614-IATF-RESO-121-RRD.pdf>

- ・ 大統領報道官オフィス（NCR の GCQ の延長）  
[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/gcq-in-ncr-extended/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/gcq-in-ncr-extended/)

+++++

#### 【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予

定の方へ)

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：[https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)